

基発0401第27号

平成23年4月1日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

(公印省略)

労災援護金の支給についての一部改正について

労災療養援護金については、平成16年4月1日付け基発第0401024号「労災援護金の支給について」の別添「労災療養援護金支給要綱」（以下「要綱」という。）をもって実施しているところであるが、今般、下記のとおり改正し、本年4月1日に行われた療養及び介護に係るものから適用することとしたので、事務処理に遺漏なきを期されたい。

記

- 1 題名を「労災療養援護金の支給について」に改める。
- 2 本文を次のように改める。
今般、別添「労災療養援護金支給要綱」により、労災療養援護金の支給を行うこととしたので、事務処理について遺漏なきを期されたい。
- 3 別添要綱の3(1)の表中「区分」イの「額」の「56,790円」を「56,720」に改め、同中「区分」ロの「額」の「25,000円」を「24,900円」に改め、同中「区分」ハの「額」の「23,000円」を「22,900円」に改める。
- 4 別添要綱の3(4)中「56,790円」を「56,720円」に、「104,730円」を「104,530円」に改める。
- 5 別添要綱の7中「平成22年4月1日」を「平成23年4月1日」に改める。